

令和元年度 「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」募集要領

福島県 土木部 建築指導課

1 趣 旨

この事業は、森林環境の保全と再生、被災者等の住宅再建を促進するとともに、県外からの移住者の増加や子育て世帯に対する支援の充実を図り、住宅産業をはじめとした地域経済の活性化に寄与するため、県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産物等と交換可能なポイントを交付するものです。

2 用語の定義

(1) 木造住宅

土台、柱、梁、桁、小屋組など主要な構造部材のすべてが木材でできている住宅をいう。（軸組工法以外も含む。）

(2) 建設等

木造住宅を新築、増改築及び購入することをいう。

(3) 県産木材

福島県内の森林から生産され、かつ、県内で製材、加工された木材をいう。

(4) 森林認証材

森林認証制度（森林管理協議会（F S C）、森林認証プログラム（P E F C）、一般社団法人緑の循環認証会議（S G E C）が管理するものに限る。）により認証された県内の森林から生産された木材をいう。

(5) 完了日

次により住宅の完了が確認できる日をいう。

①新築、増改築の場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条に基づく検査済証の交付日をいう。ただし、検査の申請が不要な地域又は規模の場合は、建築主への引き渡し日をいう。（②において同じ。）

②購入の場合は、契約日をいう。ただし、契約日が建築基準法第7条に基づく検査済証の交付日以前の場合は、交付日をいう。

(6) 被災者等

東日本大震災により住宅の被害を受けた被災者及び原子力災害による避難者をいう。

①被災者とは、自ら居住した住宅について「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を取得した者をいう。

②避難者とは、原子力災害が発生した際に警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）に居住していた者及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

(7) 県外移住者

建設等の完了日以降に県外から県内に移住し、ポイント発行申請前までに住民票を異動した者をいう。

(8) 子育て世帯

少なくとも、子ども（完了日時点で18歳未満の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）で就労していない者に限る。ただし、完了日時点において妊娠中の子どもを含む。）とそれを養育する者（妊娠中の場合は、子どもを養育しているものとみなす。）からなる世帯をいう。

3 ポイント交付の要件

ポイントの交付を受けることができる方は、次の要件をすべて満たす木造住宅の建設等（新築、増改築及び購入）を行う方（建築主）とします。

- ①県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ②施工者の主たる営業所は県内にあること。
- ③平成31年4月1日以降に完成した住宅であること。
- ④主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ27mm以上）において、次表に定める量以上の県産木材を使用している住宅であること。（木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含む。）

延べ面積	使用する県産木材の量
80 m ² 未満	4 m ³
80 m ² 以上 95 m ² 未満	5 m ³
95 m ² 以上 110 m ² 未満	6 m ³
110 m ² 以上 125 m ² 未満	7 m ³
125 m ² 以上	8 m ³

- ⑤建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ⑥世帯員のいずれも過去に本事業（福島県森と住まいのエコポイント事業、ふくしまエコ・プラス住宅応援事業を含む）によるポイントの交付を受けていないこと。

4 交付ポイント数

- ① 一般（②以外のもの） 20万ポイント
- ② 被災者等、県外移住者、子育て世帯 30万ポイント
- ③ 森林認証材加算 10万ポイント

3の④で使用した県産木材のうち、同表に定める県産木材使用量の2分の1以上が森林認証材である場合、①又は②に10万ポイントを加算する。

※1ポイント＝1円相当

※最大240棟分（20万ポイントの場合）

5 ポイント発行申請の手続き

(1) 申請期間

令和元年7月1日（月）～令和2年2月28日（金）（必着）

(2) 申請方法

所定の申請書を作成し、事務局へ郵送又は持参により提出してください。

（事務局）福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階）

電話 024-523-3307 FAX 024-521-1308 E-mail : info@fmokuren.jp

(3) 申請書類

「ポイント発行申請書（様式1）」

「申請書類チェックシート」

【添付書類】

- ・ 県産木材証明書（様式2）

※証明機関（福島県木材協同組合連合会及び各地区木材協同組合ほか）の証明を受けたものであること。

- ・ 工事契約書等の写し又は売買契約書の写し。
- ・ 建築基準法第6条に基づく確認済証の写し。
（建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、同法第15条の建築工事届の写し）
- ・ 建築基準法第7条の検査済証の写し。
（建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、添付不要）
- ・ 工事完成写真（様式3-1、様式3-2）
- ・ 施工者の主たる営業所の所在地が確認できる書類の写し（登記事項証明書又は、建設業許可証及び同申請書等）

（被災者等の場合）

- ・ 東日本大震災により半壊以上した罹災証明書の写し又は原子力災害が発生した際に警戒区域等若しくは特定避難勧奨地点に居住していたことが確認できる書類の写し。

（県外移住者の場合）

- ・ 移住後の住民票の写し（前住所及び新住所への異動年月日が確認できるもの）

（子育て世帯の場合）

- ・ 子どもの年齢が確認できる現住所の住民票の写し（妊婦の場合は、妊娠していることを証明する母子手帳の写し又は妊娠証明書の写し）

（森林認証材加算を受ける場合）

- ・ 当該木材が森林認証材であることを証明する伝票等の写し。

(4) 申請する際の留意事項

- ・ ポイント発行申請は、対象住宅1棟につき1回限りです。
- ・ 発行申請は、木造住宅の建設等の完了日以降となります。
- ・ 先着順にて受付し、申請内容を審査した上で、決定内容を申請者へお知らせします。
- ・ ポイント発行総数が予算枠に達した場合は、上記の申請期間でも受付を終了します。受付の終了は、ホームページ等にてお知らせします。
- ・ ポイント発行申請と交換申請は、同時に行うことができます。

6 ポイント交換申請の手続き

(1) 申請期間

令和元年7月1日（月）～令和2年2月28日（金）（必着）

(2) 申請方法

所定の申請書を作成し、事務局（福島県木材協同組合連合会）へ郵送又は持参により提出してください。

(3) 申請書類

「ポイント交換申請書（様式4）」

(4) 交換商品

- ① 県産品（農林水産物・加工食品・木材製品・工芸品・その他）
- ② 商品券（旅行券、地域型商品券、食事券など）

※交換商品は、県建築指導課ホームページに掲載します。

(5) 交換商品の選択条件

県産品及び商品券と交換することができます。

ただし、商品券との交換は、交付ポイント全体の50%を上限とします。

（商品券を選択する場合は、以下の表のとおりとなりますので御注意ください）

	区分	県産品(a)	商品券(b)	合計
(1)	a 一般 (下記以外)	制限なし (20万ポイント以内)	10万ポイント まで	(a)+(b)= 20万ポイントまで
(2)	b 被災者等 c 県外移住者 d 子育て世帯 e 森林認証材加算を受け た(1)のaの方	制限なし (30万ポイント以内)	15万ポイント まで	(a)+(b)= 30万ポイントまで
(3)	f 森林認証材加算を受け た(2)のb,c又はdの方	制限なし (40万ポイント以内)	20万ポイント まで	(a)+(b)= 40万ポイントまで

(6) 申請する際の留意事項

- ・ 交換申請は、交付ポイントの範囲内で1回とします。
- ・ 申請期限までに申請されなかったポイント数は無効となります。
- ・ 一度交換申請された商品等は、他の商品等に変更することはできません。
(申請した商品等に欠品等が生じた場合を除く。)

7 資料の入手先

福島県木材協同組合連合会ホームページ <http://www.fmokuren.jp/>
県建築指導課ホームページ（県トップページから「森と住まい」で検索）
県内各建設事務所建築住宅課の窓口

8 問い合わせ先

福島県木材協同組合連合会 電話 024-523-3307
県建築指導課（民間建築担当） 電話 024-521-7528

～この事業は「福島県森林環境税」を財源に実施しています～

申請者氏名	
-------	--

申請書類チェックシート

○申請書類を提出する際は、本シートにより確認のうえ提出してください。
本シートを申請書類と併せて提出してください。

チェック欄	書 類 名
	ポイント発行申請書 （様式1）、 アンケート （御協力をお願いします）
	県産木材証明書 （様式2）
	【森林認証材加算を受ける場合】 当該木材が森林認証材であることを証明する 伝票等 の写し。
	工事契約書 等の写し又は 売買契約書 の写し
	建築基準法第6条に基づく 確認済証 の写し（建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、同法第15条の 建築工事届 の写し）
	建築基準法第7条の 検査済証 の写し （建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、添付不要）
	工事完成写真 （様式3-1、様式3-2）
	施工者の主たる営業所の所在地が確認できる書類の写し （ 登記事項証明書 又は 建設業許可証及び同申請書等 ） ※上記書類がない施工者の場合は、工事契約書に記載の住所と同一であることが確認できる施工者の 住民票 又は 運転免許証 の写し。ただし、建設業法に抵触していない場合に限る。 ※また、設計施工である場合は、建築士法に基づき、事務所登録していることが必要です。
	【被災者等の場合】 東日本大震災により半壊以上した 罹災証明書 の写し 又は原子力災害が発生した際に警戒区域等若しくは特定避難勧奨地点に居住していたことが確認できる書類の写し
	【県外移住者の場合】 移住後の 住民票 の写し （前住所及び新住所の異動年月日が確認できるもの）
	【子育て世帯の場合】 子どもの年齢が確認できる現住所の 住民票 の写し。 （妊婦の場合は、完了日時点で妊娠していることを証明する母子手帳の写し又は妊娠証明書の写し）
	【ポイント交換申請を同時に行う場合】 ポイント交換申請書 （様式4）

提出先 「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 補助事業者
 福島県木材協同組合連合会会長

ポイント発行申請書

申請者情報	フリガナ			印	電話番号 ()
	申請者 (建築主) 氏名	氏	名		
	フリガナ				
	申請者の 現住所	〒			
	確認事項	<input type="checkbox"/> 過去に本事業によるポイントの交付を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> 申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合、ポイントの交付が受けられなくなるについて異議を申立てません。			

○現住所は、地番、アパート名の部屋番号まで必ず記入してください。また、確認事項の□欄は、申請者自ら確認の上、チェックしてください。

申請する木造住宅の情報	フリガナ					
	対象住宅の住所	〒				
	住宅施工業者	名称	(名称)		(代表者名)	
		住所	〒			
		TEL			FAX	
	工事内容	工事完了日	年 月 日			
			延べ面積			県産木材の量
		<input type="checkbox"/>	80㎡未満			4㎡以上
		<input type="checkbox"/>	80㎡以上 95㎡未満			5㎡以上
		<input type="checkbox"/>	95㎡以上 110㎡未満			6㎡以上
<input type="checkbox"/>	110㎡以上 125㎡未満			7㎡以上		
<input type="checkbox"/>	125㎡以上			8㎡以上		
ポイント数	<input type="checkbox"/>	一般(下記以外の方)			20万ポイント	
	<input type="checkbox"/>	被災者等※、 <input type="checkbox"/> 県外移住者※、 <input type="checkbox"/> 子育て世帯※			30万ポイント	
	<input type="checkbox"/>	森林認証材使用による加算			10万ポイント	

(※) 延べ面積、要件区分、ポイント数の□欄は、該当箇所にチェックマークを入れてください。
 (※) 被災者等とは、募集要領2の(6)に該当する方です。(※) 県外移住者とは、募集要領2(7)に該当する方です。(※) 子育て世帯とは、募集要領2の(8)に該当する方です。

県産木材証明願

(県産材証明機関)

様

(施工者)

名称

氏名

印

下記工事において使用する木材について、県産木材であることを証明願います。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 工 期	
材 料 名 等	(様式 2 別紙) 一覧表のとおり
木材納入業者名	
確認希望年月日	
確 認 場 所 名	

- 1) 木材納入業者が県産材証明機関以外の場合は、納入伝票等の写しを添付すること。
- 2) 市町村長の適合通知書を受けた「伐採及び伐採後の造林届書」又は福島県知事の「保安林伐採許可書」及び国有林の「買取書・売払書等」の写し等を添付するときは、確認希望年月日及び確認場所名の記載を省略することが出来る。

県産木材証明書

上記工事において使用する木材は、県産木材であることを証明します。

令和 年 月 日

(施工者)

様

(証明機関)

名称

代表者氏名

印

様式3-1

工 事 完 成 写 真



住宅全景写真（ 面）



住宅全景写真（ 面）

様式 3 - 2

工 事 完 成 写 真



住宅主要構造部写真 (_____)



住宅主要構造部写真 (_____)

様式 4

令和 年 月 日

提出先 「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 補助事業者
福島県木材協同組合連合会会長

ポイント交換申請書

交換商品等		ポイント数		
事業者名 (事業者コード)	商品名 (商品コード)	ポイント数 (A)	数量 (B)	ポイント数 (A) × (B)
()	()			
()	()			
()	()			

(注) 記入欄が足りない場合は、「追加用紙」を使用してください。

総 合 計	
-------	--

令和 年 月 日

わたしは、今回発行されるポイント数を商品等に交換するため、上記のとおり申請します。

申請者情報	フリガナ			(歳)	電話番号
	申請者 (建築主) 氏 名	氏	名	印	()
	フリガナ				
	申請者の 住 所	〒			

- ※ 交換商品は、上記「申請者の住所」へ配送されます。
- ※ 酒類と交換する場合は、必ず年齢を記入してください。(20歳以上限定)
- ※ 商品券との交換は、交付ポイント全体の50%を上限とします。
(商品券を選択する場合は、以下の表のとおりとなりますので御注意ください)

	区分	県産品(a)	商品券(b)	合計
(1)	a 一般 (下記以外の方)	制限なし (20万ポイント以内)	10万ポイント まで	(a)+(b)= 20万ポイントまで
(2)	b 被災者等、c 県外移住者、 d 子育て世帯、e 森林認証材加算を受けた(1)のaの方	制限なし (30万ポイント以内)	15万ポイント まで	(a)+(b)= 30万ポイントまで
(3)	f 森林認証材加算を受けた(2)のb,c 又はdの方	制限なし (40万ポイント以内)	20万ポイント まで	(a)+(b)= 40万ポイントまで

